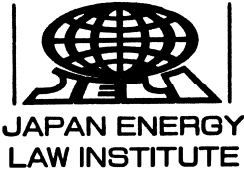


# 日本エネルギー法研究所月報

JAPAN ENERGY LAW INSTITUTE MONTHLY BULLETIN



第245号

## 【目 次】

原子炉等規制法上の許認可制度に関するノート…… 1 川合 敏樹	研究班の動き…………… 7
原子力損害賠償制度専門部会の動向 ～原子力事業者の責任の範囲について～…………… 4 戸本 武志	研究員の動き…………… 8
	新着図書案内…………… 9

## 原子炉等規制法上の許認可制度に関するノート

川合 敏樹

1. 筆者が原子力法の研究を本格的にスタートさせ、また、当研究所における研究活動に参加することとなった直接の契機をつくってくださったのは、筆者も参加する「原子力安全を巡る法的論点検討班」の主査である交告尚史・東京大学教授（当時）である。特に環境保護にかかわる許認可の制度設計や運用、行政行為としての許認可の法的効果などに関心を抱いていた筆者に対して、交告教授は原子力法研究をすすめてくださった。そこで、本稿では、原子炉等規制法上の許認可制度について、筆者の現在の関心事を書き留めておくこととしよう。

2. 周知のように、原子炉等規制法上、原発の設置・運転については、いわゆる段階的安全規制方式がとられている。すなわち、発電用原子炉（2条5項）の設置・運転にあたっては、原子炉設置許可の申請（43条の3の5）、設計・工事方法認可の申請

（43条の3の9）、使用前検査の申請（43条の3の11）、燃料体・溶接検査の申請（43条の3の12・13）、保安規定認可の申請（43条の3の24）といったように、各種の許認可を段階的に申請し、これを取得していくように制度設計されていた（平成29年改正前）。この点は判例上でも確認されている。例えば、司法審査の範囲に関する判示部分ではあるが、伊方原発訴訟最高裁判決（最判平成4年10月29日民集46巻7号1174頁）は、「原子炉の設置の許可の段階においては、専ら当該原子炉の基本設計のみが規制の対象となるのであって、後続の設計及び工事方法の認可……の段階で規制の対象とされる当該原子炉の具体的な詳細設計及び工事の方法は規制の対象とはならないものと解すべきである」としており、基本設計と詳細設計とを明確に区分している。もっとも、基本設計や詳細設計という語ないし概念は法

律上のものではなく、何をもって基本設計や詳細設計とするのかは判然としない。そして、このことは、原子力規制委員会による事後規制のあり方にも影響を及ぼす重大な問題であろう。

3. 以上に触れたように、原子炉設置許可の取得は、その名称に反して、それ自体で原子炉（もちろん原発全体も含め）の設置を可能にするわけではない。そうすると、同許可は、原子炉及び原発の設置・運転に向けた最も基本的かつ重要な一段階をなすもので、行政法学上の行政行為論でいうところの確認としての側面を見てとれるような思いが湧く。

他方、このように考えるとしても、行政行為としての確認には行政庁の裁量の余地が（殆ど）認められないという伝統的理解とは齟齬が生じうる。上述の伊方原発訴訟最高裁判決が、原子炉設置許可処分をおそらく裁量処分であると捉えていることとも平仄が合わなくなりうる。

4. また、上述の原子炉等規制法上の段階的安全規制とかがかわるところで、ドイツ原子力法では多段階的許可手続が採用されていることは、ドイツ法を参照した研究の蓄積からよく知られたところになっている。しかし、ドイツ法の制度とその運用やそれらをめぐる議論を改めて見返してみると、さらに検討すべき課題もあるように思われる。ドイツ原子力法上、原発の設置・運転については、究極的には1つの許可（法文ではGenehmigungという単数形で表記される）、あるいは設置と運転のそれぞれについて計2つの許可があれば足りるという制度設計になっている。もちろん、実際にはそれが不可能であったり、事業者が投資リスクを回避する必要があったり、その都度の科学・技術のレベルを反映させる必要があったりすることから、はじめに暫定的な安全性の判断をしたうえで、部分許可を積み重ねていくという方法がとられている。

上記のことから、原発の設置・運転までに段階的な決定を経るという点では、日独に差異は無いように見える。

しかし、注意を要するのは、両者における段階的決定の対象事項である。ドイツ原子力法の従来の実務——原発の新設は法律上否定されているので「従来」という表現には語弊があるかもしれないが——によると、ケース・バイ・ケースではあるものの、

上述の部分許可は、5つ前後から多いものだと10数にも至ることがあったようであるが、これらの対象事項は、おそらく原発の設置・運転に至る施設・設備にかかわるものであったようである。つまり、事業者は、許可手続の最初期の段階として当該原発の設置・運転に関する暫定的な安全性判断を受けたいうえで、その枠内で個々の施設・設備にかかる部分許可を積み重ねていき、最終的に当該原発の運転にこぎ着けるということになる。部分許可という多段階手続における各決定は、いわばパズルの各ピースの役割をなしていると表現することができよう。

他方、原子炉等規制法上の段階的安全規制は、ドイツのように事業者が原発を構成する個々の施設・設備の許認可を取得するというものではなく、原子炉設置許可の段階で基本設計の審査が行われ、その枠内で工事方法認可等の審査の段階で詳細設計の審査が行われることとなる。そうすると、同法上の原子炉設置許可処分及びその他の許認可は、1つのパズル（＝原発の設置・運転）を完成させる個々のピースという位置付けではないはずであり、それらの審査においては、例えば、基本設計事項と詳細設計事項とで重複することがありうるといえそうでもある。

5. さらに、原子炉設置変更許可手続をめぐる問題については、当研究所の報告書でも触れたところであるが、ここではさらに以下のことにも触れておこう。

ひとつは、変更許可手続とバックフィット命令の相互関係である。現在、いくつかの既存原発の「再稼働」に向けた諸手続が進捗しているが、この手続の前提である新規制基準への適合性審査の中核をなすのは、原子炉設置変更許可を取得するための手続である。新規制基準への適合性確保を既存原発の「再稼働」の条件とする原子力規制委員会の方針に基づき、原子炉設置変更許可の審査手続が進捗しているのであって、原子力規制委員会がバックフィット命令（原子炉等規制法43条の3の23第1項）を発したことで原子炉設置変更許可の申請がなされたわけではない。しかし、一般論としては、新設ないし改正された法定の基準に既存施設を適合させる必要がある場合には、行政庁によるその旨の命令（バックフィット命令）が発せられるべきであるといえよ

う。原子炉等規制法にバックフィット命令の根拠規定が明定された以上、原子炉設置変更許可手続との整理が今後必要になるう。

もうひとつは、当初から得ていた原子炉設置の許可とその変更許可との関係である（もっとも、この問題は、議論の実益があるのかは判然とせず、単なる理論的な関心事にとどまるようにも思われるが）。より具体的には、後者の許可が得られた場合、前者の許可が上書きされるような形になるのか、あるいは前者の許可の一部に後者の許可の内容が組み込まれるような形になるのか、といった問題である（また、原子炉設置許可とバックフィット命令との間にも同様の問題を指摘することができよう）。この問

題は、後者の許可申請があった場合、変更部分及びその影響の及ぶ範囲を審査すればよいのか、改めて原子炉設置の全体に関する事項を審査する必要があるのかという点ともかかわるし、さらには前者の許可が後者の許可に対して拘束的効果を及ぼすのか否かという点ともかかわることになる。

6. 以上、筆者の現在の関心事を取り留めもなく書き連ねてきたが、上記で触れたことは、原子力規制委員会及び事業者による原発の安全性確保と密接にかかわる問題であると思われ、今後いっそうの検討の深化を図りたいと考えている次第である。

(かわい・としき＝國學院大學法学部准教授)

## 原子力損害賠償制度専門部会の動向 ～原子力事業者の責任の範囲について～

研究員 戸本 武志

### 1. はじめに

2017年3月11日、東日本大震災から6年の年月が経過した。東日本大震災および地震による津波を原因として発生した福島第一原子力発電所事故（以下、「福島事故」という。）は、日本に過去に類をみない損害をもたらした。現在でもなお、原子力損害賠償に関する法律（以下、「原賠法」という。）に基づく、東京電力の被害者に対する賠償は継続して行われているが、その賠償総額は、2017年1月31日時点で、約6兆9,397億円<sup>1</sup>にまで膨らんでいる。

わが国の原賠法は、1961年に成立して以降、賠償措置額の変更等、複数回必要な見直しが行われてきた<sup>2</sup>が、「無過失責任（原賠法3条）」、「責任集中（同法4条）」、そして「無限責任」等の基本原則は大きく変わっていない。

福島事故以降、原賠法に基づく損害賠償対応が行われる中、賠償措置額等、現行の原賠法の課題が顕在化したため、2011年8月に成立した原子力損害賠償・廃炉等支援機構法附則<sup>3</sup>において、原子力損害賠償制度の見直しについて、できるだけ早期に検討を行い、必要な措置を講ずるとされた。この検討は、2014年の6月に内閣官房に設置された「原子力損害賠償制度の見直しに関する副大臣会議」においてなされていたが、2015年1月の副大臣会議にて、専門的かつ総合的な観点から原子力委員会において検討を進めることとなり、2015年5月13日、原子力委員会のもとに「原子力損害賠償制度専門部会」（以下、「専門部会」という。）が設置された。

専門部会における検討内容は、①原子力損害賠償に係る制度の在り方、②被害者救済手続の在り方、③その他原子力損害賠償制度の見直しに係る事項とされており、その具体的な内容として、原賠法の目的規定（同法1条）、原子力事業者の無過失責任（同法3条）、原子力事業者の責任の範囲<sup>4</sup>、国の措置（同法16、17条）等、同法の基本原則の改正についても議論がなされている。

そこで、本稿では、2016年9月、第13回専門部会において示された「原子力損害賠償制度の見直しの方向性・論点の整理」（以下、「論点整理」という。）に基づき、特に原子力事業者の責任の範囲について、議論の状況を概観したい。

なお、本稿の意見にわたる部分は筆者の個人的見解であり、あり得べき誤りは筆者個人に帰属する。

### 2. 論点整理の概要

論点整理内では、原子力事業者の責任の範囲について、「有限責任」、「無限責任」<sup>5</sup>の順で、それぞれの利点・課題を、委員の意見を踏まえたうえで整理している。以下、この順にその概要を紹介する。

#### (1) 有限責任について

##### a. 原子力事業者の責任制限について

現行の原賠法では、原子力事業者の責任の範囲について、民事責任の一般原則である無限責任としている。このことについて、今後の原子力事業の担い手を確保することが重要であり、賠償に係る責任限度額を設けることは、原子力事業者にとっての予見可能性確保の観点から意義があるため、有限責任とすべきとの意見がある。さらに、最終的に国が責任を持つというような体制を組むことが国民にとっての安心につながるという意見がある。

他方、原子力事業者を有限責任とした場合、故意・過失が認められる事故で責任制限とすることは不適切であるとの意見、故意・過失の判断が求められる制度の場合、判断が確定するまでに時間を要することで迅速な救済に支障が生じるという意見、安全性向上に対する投資の減少という事故抑止の観点からの課題を指摘する意見がある。

また、原子力事業者を有限責任とし、被害者の賠償債権を制限することとなる場合には、財産権保護の観点から憲法上の疑義があることに加え、原子力事業者の責任制限を超える部分の補償について、新たな制度設計を行ううえでの課題を検討する必要がある。



ある、と整理されている<sup>6</sup>。

#### b. 責任限度額と損害賠償措置との関係について

責任限度額については、重大事故が起きた場合にも対応できるようにすることを考慮し、相当高額の責任限度額<sup>7</sup>とすることを検討する、とされている。

原子力事業者に責任限度額を設けることとした場合、現行の原賠法が義務付けている損害賠償措置（責任保険契約、政府補償契約等）、原子力事業者による相互扶助、原賠法16条に基づく国の措置について、どのような形で賠償に充てるべきかの整理が必要である、とされている。

責任限度額の範囲をカバーする措置である損害賠償措置等の制度設計に当たっては、原子力事業者と国の責任の分担および負担割合の観点から検討する、と整理されている。

#### c. 原子力事業者の責任限度額を超える損害が生じた場合の対応について

原子力事業者の責任限度額を超えた損害について、国による補償を行う等の措置により、被害者の保護が適切に継続される必要がある。この場合、国が被害者に直接補償するための根拠等を整理するとともに、国による補償を行うために必要となる体制、手続、財源等の制度設計<sup>8</sup>について検討する必要がある。

なお、国による補償を行うに際して国民負担を求めることとなる場合には、原子力事業者のステークホルダー（株主、金融機関等）に公平な負担を求め、一定の責任を負わせるべきとの意見に留意する必要がある、と整理されている。

### (2) 無限責任について

#### a. 原子力事業者の無限責任について

福島事故を契機として、現行の原賠制度についての様々な課題が指摘されており、現行どおり原子力事業者を無限責任とした場合でも、指摘されている課題を解決するために、損害賠償措置等の制度設計の見直しを検討する。また、次のような意見があることから併せて検討する、と整理されている。

①国は、原子力政策を推進していること、立地自治体に大きな安心感を与える等の理由から民法715条（使用者等の責任）に類する責任を負うこととし、過失の程度・関与度・資力・経緯等を総合的に考慮して公平な負担を図るべきである。

なお、検討に当たっては、国と原子力事業者との

間の求償関係、原子力事業者への責任集中、原子力事業者が免責となった場合の扱い等の法的課題の整理について留意したうえで検討すべきである。

②国の援助体制については、その時の立法者が合理的に国民の納得を得られる形で制度設計すべきであり、そのために原賠法16条および17条の規定を改正し、事故の性格に応じて、国が応分の負担をするという制度設計とすべきである。

#### b. 損害賠償措置について

損害賠償措置については、福島事故の経験を踏まえると、重大事故のための備えとしては過小ではないかとの意見がある。また、損害賠償措置による賠償措置額が最大1,200億円である一方、原子力損害賠償・廃炉等支援機構の相互扶助スキームによりこれまでに6兆円程度が交付されており、この不均衡な状態に留意すべきとの意見がある。これらの意見を踏まえ、損害賠償措置額を引き上げていくことについて検討する、と整理されている。

#### c. 原賠法16条に基づく国の措置について

賠償額が賠償措置額を超える場合には、現行の原賠法16条において、法目的を達成するため必要があると認めるときは、国は原子力事業者が賠償を行うために必要な援助を行うとされている。

国の措置については、被害者に対する迅速な賠償が必要であり、国が立替払いを行い、事後的に原子力事業者に求償する仕組みを事故の規模によっては取り得るよう規定しておく必要があるとの意見がある。

その意見を踏まえ、原賠法16条に基づく国の措置について、原子力事業者の責任の範囲および損害賠償措置等に関する議論と併せ、国がどのような措置を行うべきか検討する、と整理されている。

### 3. 論点整理後の議論の状況

上記の論点整理が示された後も、各委員から原子力事業者の責任の範囲に関する意見<sup>9</sup>が出されたが、2016年11月に開催された第15回専門部会において、有限責任については「法的、制度的に短期的に解決できない課題が多いのではないかと整理された。また、無限責任については、「福島事故を踏まえると、特に重大事故が発生した場合の損害賠償リスクが非常に大きいことが再認識されたことから、賠償

資力の確保の観点から課題が顕在化している」  
「電力システム改革及び原発依存度の低減という事業環境の変化の中で、国として被害者の保護に万全を期し、原子力事業者が原子力事業を継続するための環境整備を行う観点から現行制度の見直しについて検討が必要」等、課題が示されたものの、今後は無限責任に絞り、集中して議論を行うこととされた。

#### 4. おわりに

本稿では、論点整理内および論点整理以降の専門部会における原子力事業者の責任の範囲の議論についてまとめた。専門部会は、最終的に、審議の結果を原子力委員会に報告することとなっており（原子力委員会専門部会等運営規定7条1項）、その後その報告内容はパブリックコメントに付されることとなっている（同条2項）。様々な意見がある論点については、報告書において両論併記となる可能性があることについて事務局から示唆されている。原子力事業者の責任の範囲については、有限責任、無限責任の両論併記となる可能性もあるが、現時点での議論の状況および事務局の説明を見る限り、無限責任として報告書がまとめられると考えられる。この点、今後どのような議論がなされ、最終的に報告書にどのようにまとめられるのか、注目していきたい。

#### 【注】

<sup>1</sup> 第44回原子力損害賠償紛争審査会資料4「原子力損害賠償のお支払状況等（東京電力ホールディングス株式会社作成）」参照。

<sup>2</sup> 賠償措置額は、原賠法の改正により1975年に50億円か

ら60億円、1984年に60億円から100億円、1990年に100億円から300億円、2000年に300億円から600億円、2010年に600億円から1,200億円に増額されている。

<sup>3</sup> 原子力損害賠償・廃炉等支援機構法附則6条「政府は、この法律の施行後できるだけ早期に、…原子力損害の賠償に係る制度における国の責任の在り方、原子力発電所の事故が生じた場合におけるその収束等に係る国の関与及び責任の在り方等について、これを明確にする観点から検討を加えるとともに、原子力損害の賠償に係る紛争を迅速かつ適切に解決するための組織の整備について検討を加え、これらの結果に基づき、賠償法の改正等の抜本的な見直しをはじめとする必要な措置を講ずるものとする。」

<sup>4</sup> 本稿において原子力事業者の責任の範囲の議論とは、原子力事業者を有限責任とするか、無限責任とするかの議論を指す。なお、専門部会においても同様にその語が用いられている。

<sup>5</sup> この場合の有限責任とは、原子力事業者が有する被害者への賠償責任を一定の額で制限し、それを超えるものについては免責するものであり、無限責任とはその制限を行わないものをいう。

<sup>6</sup> 「他方」以降で挙げられた意見に含まれる課題について、その後の専門部会において、「法的、制度的に短期的に解決できない課題が多い」と整理されることとなる。

<sup>7</sup> 委員間の議論の中で例示的に数兆円規模の責任限度額とするという案が出されたが、それに伴い、責任保険契約における賠償措置額を数兆円のレベルまで引き上げることは全く不可能との意見も出された。

<sup>8</sup> 国による補償を行うための体制、手続、財源等の制度設計については、被害者間の公平性の担保が重要であるとの意見、国家財政には上限があるため、他の財政需要との関係で一定の制約が生じざるを得ない等の意見がある。

<sup>9</sup> 依然、委員内には、有限責任の導入を求める者、無限責任の維持を求める者の両者が存在しているが、どちらを主張する者も、被害者に生じた損害が完全に賠償されるべきという観点においては意見が一致している。今後は、無限責任に絞り、集中して議論を行うこととされているが、無限責任とした場合にも、原子力事業者（発災事業者）の資力を超えた損害について、国がどのように関与していくのか、詳細な制度設計が求められる。

**研究班の動き** (2・3月)**エネルギー資源確保に関する国際問題検討班**

2月17日の第18回研究会では、西村研究委員より「改正鉱業法をめぐる国際法上の問題」というテーマでご報告をいただいた。鉱業法に関して、平成23年改正や平成28年の見直しを概観した後、国際法との関係で問題となり得る自制義務の内容や対象海域、環境規制との関係等について、判例等を踏まえながら検討を行った。

3月31日の第19回研究会では、斎藤研究委員より「条約の国内「実施」と「転換」—若干の考察」というテーマでご報告をいただいた。日本の行政法学が広く参照してきたドイツ法において、国際取決めの国内実施に関して、国際取決めのなかでも特殊な性質をもったものにおいて必要とされる「国内法」への「転換」という事象に焦点を当てることで、国際取決めと国際法、両者の関係を明確化するよう、検討を行った。

**環境に関する法的問題検討班**

2月21日の第16回研究会では、橋本研究委員より「「伊方最判」の射程—民事差止訴訟と行政訴訟の機能分担をめぐって」というテーマでご報告をいただいた。現在の日本における原子力訴訟に関する民事差止訴訟と行政訴訟の状況を概観した後、それぞれの訴訟の源流となった伊方最判および女川一審を比較し、民事差止訴訟と行政訴訟の機能分担としてあるべき姿について議論を行った。

3月30日の第17回研究会では、勢一研究委員より「ドイツ再生可能エネルギー法の展開—FIT制度と2017年法改正（EEG 2017）—」というテーマでご報告をいただいた。2017年に施行された改正ドイツ再生エネルギー法（EEG 2017）について、再生可能エネルギー発電電力の買取制度の経緯（FITからFIP、入札制度への移行）と改正の背景および概要をご報告いただくとともに、ドイツのFIP制度における助成金、市場競争への移行に伴う事業者の多様性確保に向けた方策および洋上風力発電施設の設置について計画確定手続を採用した

理由等について議論を行った。

※月報243号において、下村研究委員よりご報告いただいた第13回研究会について記載漏れがございましたので、次のとおりお詫びして追記します。

10月21日の第13回研究会では、下村研究委員より「高レベル放射性廃棄物の処分プロセスにおける可逆性の考察」というテーマでご報告をいただいた。高レベル放射性廃棄物処分における可逆性、回収可能性の導入背景、内容、課題について、フランスの制度と日本の制度とを比較しつつ報告を行うとともに、予防原則との関係性、社会的不確実性と科学的不確実性の考慮過程や両者の関係性等について議論を行った。

**電力システム改革に関連する競争政策検討班**

2月3日の第19回研究会では、東條研究委員より「郵便ユニバーサルサービスと競争—日本郵政はロイヤルメールの夢を見るか—」というテーマでご報告をいただいた。日本郵政の民営化における、ユニバーサルサービスの安定的確保と政府介入のあり方について、英国郵便市場における競争導入の事例を参考に、特に一般信書郵便事業の自由化において見られた課題を中心に検討を行った。

2月16日の第20回研究会では、友岡研究委員より「体系的思考の下での「エネルギー法」について」というテーマでご報告をいただいた。わが国におけるエネルギー法の概念について、政策法制や事業規制法制等の関連法制、過去の文献において見られるエネルギー法の概念、海外におけるエネルギー法の研究等を参考に体系的な思考を試みた後、エネルギー法が目指すべきものについての検討を行った。

3月23日の第21回研究会では、安念研究委員より「ガスシステム改革の現状と展望」というテーマでご報告をいただいた。ガス事業の概要と、現在進められているガスシステム改革について確認した後、電力自由化との比較で、ガスには卸取引市場がないことや、ガス機器の保安業務の問題等、電力とは異

なる新規参入の障壁が存在すること等について検討を行った。

#### 再生可能エネルギー導入拡大の法的問題検討班

2月22日の第4回研究会では、高橋研究委員より「風力発電設備の立地選定－国土整備計画と建設管理計画－」というテーマでご報告をいただいた。ドイツでの風力発電設備の立地選定における国土利用計画および建設管理計画について概観した後、市町村が計画作成主体である後の方が市民や市当局の関与の度合いが高く、相対的に意見が反映されやすい特徴があること等について考察を行った。また、「NIMBY」（建設の必要性は認めるが、自らの居住する地域に設備が建設されることを忌避すること）への対処をはじめとする住民の受容性を高める法制度の在り方について検討を行った。

#### 原子力安全を巡る法的論点検討班

2月7日の第18回研究会では、山本研究委員より

「行政の民主的正統化と独立行政機関」というテーマでご報告をいただいた。「国家権力は、国民により、選挙および投票によって、ならびに立法、執行権および司法の特別の機関を通じて行使される。」との条文を憲法に持つドイツにおいて、選挙によって組織されない独立行政機関は如何に民主的正統性を獲得するかについてご説明いただいた。また、日本における独立行政委員会の合憲性をめぐる議論をドイツの議論と比較した後、法原理に根差した統合的な正当化構造について検討を行った。

3月21日の第19回研究会では、大貫研究委員より「原子炉等規制法の構造の理解に向けて」というテーマでご報告をいた。原子炉の許認可手続について平成29年度に予定されている改正内容を交えながら概観した後、原子炉の運転が可能になるという効果発生構成はどのようなものか、各処分の効果、特に設置許可が後続の処分に与える効果はどのようなものかについて検討を行った。

## 所員の異動

所員の異動がありましたので、お知らせいたします。

#### (研究員異動)

##### (転出)

田中 宣裕 中国電力株式会社  
管財部門  
広島用地保全グループへ  
(2月1日付)

##### (転入)

堀 雅晃 中国電力株式会社  
管財部門  
広島用地第一工事グループより  
(2月1日付)

##### (転入)

森実 慎二 四国電力株式会社  
原子力本部  
エネルギー広報グループより  
(3月1日付)



新着図書案内
--------

 (2・3月)

書名	著者	出版社
原発事故からの復興と住民参加 —福島原発事故後の法政策—	高橋 滋 編	第一法規
生物多様性と持続可能性	環境法政策学会 編	商事法務
独禁法審判決の法と経済学 事例で読み解く日本の競争政策	岡田 羊祐, 川瀨 昇, 林 秀弥	東京大学出版会
安全保障と国際関係	櫻川 明巧, 森川 幸一, 宇佐美 正行, 稲垣 文昭, 山本 武彦, 鈴木 隆, 福島 輝彦, 稲葉 千晴, 永野 秀雄	内外出版

日本エネルギー法研究所月報（隔月発行）

2017. 4. 28 Vol. 245

編集発行 日本エネルギー法研究所 月報編集委員会  
〒141-0031 東京都品川区西五反田7-9-2  
KDX五反田ビル8F  
電 話 03-6420-0902（代）  
U R L <http://www.jeli.gr.jp/>  
e-mail [contact-jeli@jeli.gr.jp](mailto:contact-jeli@jeli.gr.jp)  
印 刷 株式会社 吉田コンピュータサービス

本書の内容を他誌等に掲載する場合には、日本エネルギー法研究所にご連絡ください。